

しそうクリーンセンター受入槽等清掃及び沈砂汚泥処理業務仕様書

- 1 委託業務名称 しそうクリーンセンター受入槽等清掃及び沈砂汚泥処理業務【単価契約】
- 2 委託業務場所 兵庫県宍粟市一宮町嶋田 337 番地 5
しそうクリーンセンター
- 3 委託業務期間 原則、契約日の翌日～令和 7 年 12 月 1 日
※上記の期間のうち宍粟市が指定する日に清掃実施
- 4 委託業務内容 沈砂槽 2 槽、受入槽 2 槽、貯留槽 2 槽、汚泥貯留槽 1 槽の高圧洗浄を含む清掃、清掃後の沈砂汚泥、保管沈砂の収集・運搬、処分及びそれに付随する業務。
- 5 業務対象
本業務において場外への運搬及び処分となる沈砂汚泥等の予定量は約 30 トンとする。ただし、状況により予定量が増減する場合もあり、支払いについては出来高によるものとする。
- 6 業務の履行
 - (1) 業務実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係諸法令を遵守すること。
 - (2) 業務により発生する沈砂・汚泥等の場外処分については、該当する種類の一般廃棄物処理施設で行うこと。
 - (3) 業務に必要な設備及び機材等は、受託者で用意すること。また、しそうクリーンセンターで行う清掃等現地作業において使用する電気及び水道は施設のものを使用することを可とする。ただし、事前に市の許可を得た場合に限る。
 - (4) 処分に伴い、処分地の自治体との協議が必要な場合は、受託者において進めること。その過程において市担当等の出席が必要な場合は、事前に連絡のうえ調整をとること。
 - (5) 業務内容のうち、しそうクリーンセンターで実施する内容については、当日中に終えること。
 - (6) 本仕様書に記載のない軽微な作業についても契約金額の範囲内で実施すること。
 - (7) 業務遂行中に疑義が生じた場合は、市及び受託者協議のうえ決定するもの

とする。

7 業務の計画

- (1) 業務に先立ち、現場代理人及び主任技術者を選任すること。また、その者の氏名等を書面で提出すること。
- (2) 業務に先立ち、作業員名簿、使用機材、使用車両の自動車検査証の写し等を書面で提出すること。
- (3) 業務遂行に必要な資格等の写しを提出すること。

8 安全対策

本業務は、酸素欠乏・硫化水素中毒及び爆発等の危険が伴う作業であり、また高所作業を伴うものであることから、労働安全衛生法等関係諸法令を遵守し労働災害防止に努めるとともに、各項目を遵守し進めること。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素等危険作業には、作業主任者を選任し従事させること。また選任にあたり、必要な資格の写し(修了証等)を書面で提出すること。
- (2) 槽内作業開始前に酸素・硫化水素等の濃度測定を行い必要な措置を講ずるとともに、測定結果を提出すること。
- (3) 槽内は常に換気し、必要に応じて送気マスク等を着用し安全作業を心がけること。
- (4) 槽内作業時は常時監視員を置くこと。

9 業務完了後の提出書類

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 清掃記録表
- (3) 酸素濃度及び硫化水素等測定記録表
- (4) 業務写真(清掃着工前、作業中、完了後、処理施設搬入等)
- (5) 搬入汚泥計量証明書
- (6) その他、市が必要と認めるもの。

10 入札にあたっての留意点

- (1) 処分場が属する自治体等に対しての環境保全関係協議費、または協力金あるいはその類の費用(以下「協議費等」という。)が発生する場合は、処理単価に含めること。
- (2) 安全対策、清掃、収集運搬、処分、書類作成、機器関係、協議費等ほか本業務に必要な全ての費用を含む。
- (3) 上記(2)の費用を1トン当たりの単価(消費税抜き)で記載すること。